

公 示 日 : 2022 年 10 月 19 日(水)

調達管理番号 : 22a00537

国 名 : フィリピン

担当部署 : 地球環境部・環境管理グループ第一チーム

調達件名 : フィリピン国ダバオ市下水道整備のためのマスタープラン策定  
プロジェクト詳細計画策定調査（下水道計画/環境社会配慮）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 下水道計画/環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 12 月上旬から 2023 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.80 合計 1.50
- (3) 業務日数 : 準備期間 8 日、現地業務期間 21 日、整理期間 8 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 11 月 2 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2022年11月15日(火)までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	下水道計画/環境社会配慮に係る各種調査
対象国・地域又は類似地域	フィリピン/全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ミンダナオ島に位置するダバオ市は、人口約 163 万人（2015 年）を抱えるフィリピン国内第 3 の都市であり、過去 15 年間（2006～2020 年）の年間平均成長率は 2.53%を示している。市域面積 2,440km<sup>2</sup>のうち、市街地の面積は全体の 7%であり、限られた地域に人口と経済活動が集中しているため、また近年の急激な都市化による無秩序な開発とあいまって、都心部では様々な都市問題が深刻化している。

フィリピンでは、水環境の持続的な利用と保全を目的として 2004 年に『Clean Water Act』を制定し、加えて污水管理を推し進めるための『National Sewerage

and Septage Management Program (国家下水道・腐敗槽汚泥管理計画。以下、NSSMP)』を立ち上げている。NSSMP は、ダバオ市を含む高度都市化市 (HUC) において下水道整備を行うことを目標に掲げている。NSSMP を受け、ダバオ市でも『AN ORDINANCE ESTABLISHING A SEPTAGE AND SEWERAGE MANAGEMENT PROGRAM IN DAVAO CITY』を 2010 年に制定している。

一方で、ダバオ市には、大規模ショッピングモール等にある一部の污水处理施設を除き、現在においても公共の下水処理場はなく、下水道施設の代わりに、セプティックタンク (腐敗槽) が主要な衛生施設として広く使用されている。フィリピン大学の調査によると、ダバオ市において衛生的なトイレを使用する世帯は、地区によってばらつきはあるものの、7 割から 9 割であった。また、2016 年から実施した「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト」にて約 2000 世帯を対象に行った世帯インタビュー調査の結果では、セプティックタンクの普及率は市全体で約 94% であった。これに基づけば、大半の世帯において、トイレは普及していると考えられる。

一方で、同プロジェクトでの汚泥除去の頻度に関する調査では「一度もない」および「わからない」と答えた人の割合は 80% を超えており、大半の世帯では汚泥を地面に浸透させていると考えられる。また、2020 年に実施した「ダバオ下水道整備にかかる情報収集・確認調査」の世帯ヒアリング調査によると、対象とした約 500 世帯のうち、70% が家庭からの雑排水を道路側溝に排出していると回答しており、公共水域への直接排出の比率が高いと思われる。ダバオ川やダバオ湾においては、硝酸塩、リン酸塩、糞便性大腸菌等について、フィリピンの排出基準を上回る濃度が観測されており、また、下痢、皮膚病、コレラ、腸チフス、アメーバ赤痢等の発生が報告されているが、こうした状況の背景には先述の各家庭からの汚水排水が適切に管理されていないことも要因として考えられる。こうした状況において、近年ダバオ市では、下水道や分散型污水处理による適切な管理が喫緊の課題として認識されている。

JICA は 2016 年から 2018 年にかけて「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト (以下、IM4D)」を実施し、ダバオ市を対象として、道路、都市交通、防災、上下水、廃棄物管理を考慮した都市インフラ開発計画の策定を支援した。そのうち下水道整備においては、市街地を 6 カ所に区分けし、人口密度の高いエリアを優先地域としている。この提案結果を受けて、下水道整備の可能性と、関連する詳細事項を調査すべく、2019 年から 2020 年にかけて JICA は「ダバオ下水道整備にかかる情報収集・確認調査」を実施した。調査においては、ダバオ市における汚水管理の状況等を確認するとともに、IM4D で提案された、優先地域における下水道整備のための Pre-F/S を行い、費用面や下水道設備についての検討を行った。一方で、都市衛生や水質環境の全体的な改善のために

は、長い期間を要する下水道のみならず、セプティックタンクといった既存の分散型汚水処理の中長期的な改善も重要であり、また特定地域のみならず、ダバオ市全体の汚水管理改善計画が必要であることから、上記の情報収集・確認調査を踏まえたさらなる調査を行うことが重要である。また、この調査に並行して、JICA は「ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクト」も行っており、ダバオ市の洪水調節と排水に関する基本計画とフィージビリティ・スタディー（F/S）を実施している。一方でこの案件は一部地域の治水のみを対象としており、ダバオ市全体を対象とはしていない。また、排水路の維持管理等について検討をしているものの、排水路に流入する汚水の管理については特に考慮していないため、汚水管理について別途検討する必要がある。

フィリピン国政府の要請の下、本事業はダバオ市において、下水道や分散型汚水処理による汚水管理のための M/P を整備、ならびに F/S の作成・実施支援を行い、その過程をもってダバオ市および関連する機関の能力強化を行うものである。（※案件名や目的等については、詳細計画策定調査での結果・協議を経て検討する）また、M/P 策定後に、ダバオ市が NSSMP から補助金を確保し案件化につなげることを見据え、資金調達方法や事業体制、事業規模など、申請にあたり必要な情報を整理する。加えて、フィリピンの汚水管理分野における課題である、維持管理についての能力強化を実施することで、汚水管理における持続性の確保を図る。本詳細計画策定調査では、各関係機関の能力や役割分担を確認し、本格調査の実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、本格調査の実施体制及び活動内容について確認・協議し、本格調査に関わる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （１） 国内準備期間（2022 年 12 月）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析し、要請背景・内容を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要なフィリピン側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ 本格調査の R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of

Meetings) 案の作成に協力する。

- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年1月から2月)

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、議事録の作成に協力する。
- ③ JICA フィリピン事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、質問票の回答結果を分析する。
- ④ 下水道計画に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - 1. ダバオ市およびメトロダバオ圏の開発計画における M/P の位置づけ、承認から事業化への流れ並びにこれらに関わるダバオ市及び関係機関の役割、意思決定の手続
  - 2. ダバオ市及び関係機関の汚水及び汚泥管理に対する意向及び取り組み状況
  - 3. ダバオ市及び関係機関の組織体制及び実施能力 (所掌業務、部署別人数、予算、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、本格調査実施に係る予算措置、人員配置等)
  - 4. ダバオ市及び関係機関の研修実施への要望並びに本格調査での研修実施の妥当性及び緊急性
  - 5. F/Sに係る下水処理場及び汚泥処理場の建設予定地の有無
  - 6. フィリピンにおける汚水及び汚泥管理の政策及び法令等
  - 7. フィリピンの開発計画における汚水及び汚泥管理の位置づけ
  - 8. フィリピンにおける汚水及び汚泥管理の取り組み状況及び課題
  - 9. フィリピンにおける他ドナーの関連プロジェクトの実施状況
  - 10. フィリピンの上下水道セクターにおける資金調達手法及び実績 (NSSMP の補助金制度、PPP 事業等)
  - 11. 本格調査で取り組むべき汚水及び汚泥管理に係る問題の把握、課題の抽出
  - 12. フィリピンにおける気候変動に係る政策及び法令等
  - 13. ダバオ市及び関係機関の気候変動対策に対する意向および気候リスクの評価
  - 14. 本格調査における気候変動対策につながる取組みの必要性
- ⑤ 環境社会配慮に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり

1. 環境・社会面の法制度概要の調査
2. 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
3. 情報公開用資料の作成
- ⑥ ジェンダー主流化に係る以下の調査を実施する。
  1. フィリピンの下水道分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
  2. 同分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点
  3. 計画策定及び事業運営能力強化に関する女性人材育成推進
  4. ダバオ市および関係機関の意向
  5. ジェンダーに関する要望や課題の分析及び取組みの必要性の検討
  6. 本格調査における取組み（実施体制、社会調査方法等）の検討
- ⑦ 本格調査の実施体制及び活動内容を検討する。具体的には以下のとおり。
  1. 実施体制
  2. 本格調査に必要な情報及びその収集方法
  3. 協力内容（専門家・機材投入計画及び活動計画、研修、現地再委託、専門家業務内容）及び協力期間
  4. 我が国及び他ドナーが実施した過去のプロジェクトの教訓及びその活用
  5. 他ドナーが実施中または実施予定であるプロジェクトとの連携可能性
- ⑧ R/D 案および M/M 案の作成に協力する。
- ⑨ JICA フィリピン事務所等に担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023 年 2 月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② R/D 案及び M/M 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文 3 部）

(2) 収集資料一式

2023年2月24日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅸ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒マニラ⇒ダバオ⇒マニラ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年1月下旬～2月中旬を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。(詳細は今後日程の確定に伴い調整予定)。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点でフィリピン入国時には、2回接種するワクチンを2回接種済みである、あるいは1回接種するワクチンを接種済みで、かつ少なくとも1回のブースター接種を受けた18歳以上の外国人は、出発前検査要件から免除されます。(新型コロナウイルス感染症の対応に係る最新情報は、在フィリピン日本国大使館のウェブサイトをご確認ください)

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 下水道計画/環境社会配慮(本コンサルタント)

### ③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、上記に記載のない機関で訪問・意見交換することが本事業の枠組みを固めるうえで必要と考える場合には、プロポーザルで提案してください。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

### ① 閲覧資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト最終報告書 要約

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036286.html>

- ・ダバオ下水道整備に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044148.html>

### ② 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループから配布しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書
- ・「ダバオ下水道整備にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」

### ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

#### イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な



な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上